

鳥獣捕獲

水増し252件241万円確認

霧島市、全5班の29人

南日本新聞 平成29年5月30日

有害鳥獣駆除を対象にした国の交付金制度を巡り、霧島市が任命した捕獲隊員が捕獲数を水増し報告し報償費を不正受給しようとした疑いがある問題で、市は29日、調査結果を市議会に報告した。虚偽報告を本人が認めたのは2013年度から16年度の4年間で29人252件、計241万8200円とした。

年度分の46万8千円(39件分)を引いた195万2000円(213件分)の返納を求めらる。うち、国への返還分は92万9千円。1人の虚偽報告の最多は40件で、最大返納額は41万2千円だった。昨年7月に市職員が気付き、市は写真提出が必要になった13、16年度を対象に捕獲実績を報告した165人の計1万1327件を検証。虚偽報告が疑われた隊員から聞き取り調査した。

市は、虚偽報告が1件だった10人を故意か過失かを問わず2カ月以上の19人は故意の可能性が大きいとして1年停止の処分をする。165人のうち1人は疑いのある報告9件を認めておらず、市は刑事告発も視野に再び聞き取り調査する。

また、市は再発防止策として新たに報償費の交付要領を策定。捕獲の報告期限を短縮したほか、写真撮影の際は個体の向きを定め、油性塗料で番号表示するなど厳しくする。川東千尋農林水産部長は「担当者1人で確認するなどチェック態勢にも反省すべき点があった。再発防止に努めると話した。」

報償費の受給には個体の尾と両耳ほか、写真が必要。イノシシとシカには1頭1万2千円(国8千円、市4千円)が支給される。

(藤崎慎二)